

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 作成手引き

明石市版

目次

- 1 はじめに
 - 2 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について
 - 3 記入要領及び記入の際の注意事項
 - 4 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記入例(例1～例4)
- [別表1] 日本標準産業分類一覧(平成25年10月改訂)
 - [別表2] 産業廃棄物分類表
 - [別表3] 特別管理産業廃棄物分類表
 - [別表4] 産業廃棄物等の種類と体積(m³)から重量(t)への換算係数(参考値)



明石市産業廃棄物対策課
2020年5月作成

1 はじめに

平成30年4月1日に明石市が中核市に移行したことに伴い、明石市内における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）の許可等に関する事務が、兵庫県知事から明石市長へ移譲されました。



2 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

法第12条の3第7項に基づき、前年度に産業廃棄物管理票（以下「manifest」という。）を交付した事業者は、前年度の紙manifestの交付状況について産業廃棄物管理票交付等状況報告書を作成し、毎年6月30日までに知事・政令市長へ提出しなければなりません。

(1) 報告対象者について

明石市内の事業場で、前年度(前年の4月1日～その年の3月31日までの1年間に紙manifestを交付した者です。交付枚数や排出量にかかわらず報告の義務があります。二次manifestを交付した中間処理業者(最終処分等の処分委託をする場合)を含みます。明石市内の排出事業場については、明石市長宛に提出してください。

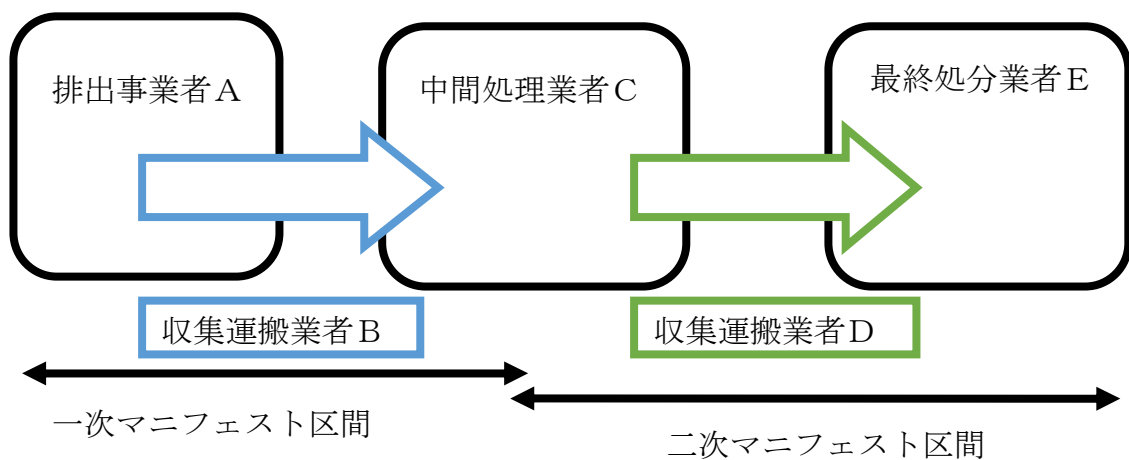


図1 一次manifestと二次manifestの流れ

表1 報告義務者と報告内容

| 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の報告義務者 | 報告内容 |
|------------------------|--------------|
| 排出事業者A | 一次manifest区間 |
| 中間処理業者C | 二次manifest区間 |

(2) 報告対象外について

マニフェストの交付をしていないものは報告をする必要がありません。以下ア～オについては対象外となります。

- ア 事業系一般廃棄物であり、産業廃棄物に該当しないもの
- イ 専ら物(古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維)のみを再生目的で扱う業者に処理を委託した場合
- ウ 市町があわせ産廃として処分した場合
(ただし、運搬を許可業者に委託した場合は報告が必要)
- エ 再生利用認定を受けた処理業者に委託した場合(法 15 条の 4 の 2 第 1 項)
- オ 広域認定を受けた処理業者に委託した場合(法 15 条の 4 の 3 第 1 項)

(3) 電子マニフェストに加入している場合について

電子マニフェストを使用した場合は、産業廃棄物管理票交付等状況報告の必要はありません。情報処理センターが集計して都道府県・政令市に報告するため、事業者が自ら報告する必要はありません。ただし、電子マニフェストに加入していても、紙マニフェストを利用した場合は産業廃棄物管理票交付等状況報告の必要があります。

(4) 提出義務を怠った場合について

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出義務を怠った場合は都道府県知事又は政令市長から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、勧告に従わない場合はその旨が公表されることがあります。公表後に改善が見られない場合必要な措置を講ずるよう命ぜられ、この命令に違反した場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

3 記入要領及び記入の際の注意事項

(1) 注意事項について

- ア 産業廃棄物を排出する事業場ごとに取りまとめてください。
(設置が短時間又は所在地が一定しない事業場(工事現場)が明石市内に2箇所以上ある場合は複数の事業場を1事業場とする。)
- イ 産業廃棄物の種類ごと、委託先ごとに1年分を集計してください。
- ウ 1枚のマニフェストに複数の種類がチェックされている場合は、混合廃棄物とし、種類の内訳が分かるように()内に記入してください。
- エ 産業廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者が同じの場合は、排出量と管理票の交付枚数を集計してください。
- オ 運搬受託者の許可番号は収集運搬委託契約書で必ず確認をしてください。
- カ 処分受託者の許可番号は処分委託契約書で必ず確認をしてください。

(2) 記入要領(項目別)

図2の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記入箇所の番号は、表2にある記入項目名及び記入要領の各番号と一致しています。また、図3のマニフェストを参照の上、記入してください。ただし、⑦(業種)⑩(管理票の交付枚数)⑪(運搬受託者の許可番号)⑭(処分受託者の許可番号)はマニフェストの項目ではありませんので、ご注意ください。

様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(年度)

年 月 日

明石市長 殿

報告者 ①
住所 ①
氏名 ②
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号 ③

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、____年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

| 事業場の名称 | ④ | 業 種 | ⑦ | | | | | | |
|---------|----------|--------|----------|------------|--------------|--------|------------|--------------|---------|
| 事業場の所在地 | ⑤ | 電話番号 | ⑥ | | | | | | |
| 番号 | 産業廃棄物の種類 | 排出量(t) | 管理票の交付枚数 | 運搬受託者の許可番号 | 運搬受託者の氏名又は名称 | 運搬先の住所 | 処分受託者の許可番号 | 処分受託者の氏名又は名称 | 処分場所の住所 |
| 1 | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ |

図2 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記入箇所(赤字記載)

表2 記入項目名及び記入要領

| 番号 | 項目名 | 記入要領 |
|----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 報告者住所 | 法人・・・商業登記の(本社)住所 個人事業主・・・住民票記載の住所 |
| ② | 報告者氏名 | 法人・・・法人の名称及び代表者の氏名 個人事業主・・・個人の氏名 |
| ③ | 報告者電話番号 | 報告者の電話番号 ※報告担当者の連絡先と異なる場合はその番号も記入 |
| ④ | 事業場の名称 | 排出した事業場の名称 ※建設工事の場合、工事名と工事を管轄する支社又は営業所等の名称を併記(記入例2参照) |
| ⑤ | 事業場の所在地 | 排出した明石市内の事業場 ※設置が短時間又は所在地が一定しない事業(工事現場)が複数ある場合は「明石市管轄内事業場」と記入 ※建設工事の場合、工事を管轄する支社又は営業所等の住所を併記(記入例2参照) |

| | | |
|---|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑥ | 事業場の電話番号 | 排出した明石市内の事業場の連絡先 ※設置が短時間又は所在地が一定しない事業(工事現場)が複数ある場合は空欄 ※建設工事の場合、工事を管轄する支社又は営業所等の連絡先を記入(記入例2参照) |
| ⑦ | 業種 | [別表1]日本標準産業分類一覧から業種を選択し、コードと名称(産業分類の詳細:総務省ホームページ) ※平成25年10月に日本標準産業分類が改訂 |
| ⑧ | 産業廃棄物の種類 | [別表2]産業廃棄物分類表と交付したマニフェストを参考に産業廃棄物ごと ※[別表3]特別管理産業廃棄物についても記入 ※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨をカッコ書きで記入 |
| ⑨ | 排出量(t) | 種類及び委託先ごとの排出量の合計(単位トン) ※排出量が容積(m ³)でしか分からない場合は、[別表4]の換算係数表をみて換算してください。 |
| ⑩ | 管理票の交付枚数 | 種類及び委託先ごとの交付枚数 ※紙マニフェストA票～E票まで1式を1枚と数え、A票の枚数を記入 |
| ⑪ | 運搬受託者(収集運搬業者)の許可番号 | 収集運搬業者の許可番号11桁 ※運搬の始点における許可番号を記入(許可番号は028～、もしくは127～) ※自ら運搬する場合は記入不要 |
| ⑫ | 運搬受託者(収集運搬業者)の氏名又は名称 | 収集運搬業者の法人名、又は個人であれば氏名 ※自ら運搬する場合は「自己運搬」と記入 |
| ⑬ | 運搬先の住所 | 運搬先の住所 ※ <u>収集運搬業者の所在地ではなく廃棄物の運搬先である処分業者の処理施設の場所</u> を記入 ※ <u>同一事業者が積み替えを行う場合にあっては、最終運搬先(処分業者の事業場)の住所</u> を記入 |
| ⑭ | 処分受託者(処分業者)の許可番号 | 処分業者の許可番号11桁 ※自社の施設へ運搬のみを委託した場合は記入不要 ※自己処理した場合は記入不要 ※中間処分をしたのち最終処分をした場合は、中間処分をした事業者を記入 |

| | | |
|---|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑮ | 処分受託者 (処分業者)の氏名 又は名称 | 処分業者の法人名、又は個人であれば氏名 ※自分で処分した場合は「自己処理」と記入 ※中間処分をしたのち最終処分をした場合は、中間処分 をした事業者を記入 |
| ⑯ | 処分場所の住所 | 処分場所の住所 ※運搬先の住所と同じ場合は、記入不要 |

| 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票 | | | | | |
|------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------|
| 交付年月日 | 平成 年 月 日 | 交付番号 | 21434873073 | 整理番号 | 交付担当者 氏名 |
| 事 業 者 (排 出 事 業 者) | 氏名又は名称 | ② | 住所 〒 | ① | 電話番号 |
| | 名称 | ④ | 所在地 〒 | ⑤ | 電話番号 |
| 産 業 廃 棄 物 | <input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) | <input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物) | 数量(及び単位) | | 荷姿 |
| | <input type="checkbox"/> 0100 燃えがら | <input type="checkbox"/> 1200 金属くず | <input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油 | <input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害) | ⑨(合計) |
| | <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 | <input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず | <input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害) | <input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害) | |
| | <input type="checkbox"/> 0300 廃油 | <input type="checkbox"/> 1400 銻さい | <input type="checkbox"/> 7100 強酸 | <input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害) | 産業廃棄物の名称 |
| | <input type="checkbox"/> 0400 廃酸 | <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 | <input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害) | <input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害) | |
| | <input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ | <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん | <input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ | <input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害) | 有害物質等 |
| | <input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類 | <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 | <input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害) | <input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害) | |
| | <input type="checkbox"/> 0700 紙くず | <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん | <input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物 | <input type="checkbox"/> 7430 3号廃棄物(有害) | 処分方法 |
| | <input type="checkbox"/> 0800 木くず | <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 | <input type="checkbox"/> 7410 PCB等 | <input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等 | |
| | <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず | <input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物 | <input type="checkbox"/> 7421 廃石棉等 | | 備考・通信欄 |
| <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ | <input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物 | <input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥 | | | |
| <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず | <input type="checkbox"/> 7423 銻さい(有害) | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 | |
| 中間処理 産業廃棄物 | 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) | | | | <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 |
| 最終処分 の場所 | 名称/所在地/電話番号 | | | | <input type="checkbox"/> 石棉含有産業廃棄物 |
| 運搬受託者 | 氏名又は名称 | ⑫ | 住所 〒 | ⑬ | 電話番号 |
| 処分受託者 | 氏名又は名称 | ⑮ | 住所 〒 | ⑯ | 電話番号 |

図3 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記入箇所に関するマニフェスト
(赤字記載)

(3) マニフェストの流れ

交付した紙マニフェストは、収集運搬業者から処分業者へと回付され、各業者から各処理が終了すると処理終了日等が記載された写しが送付されてきます。排出事業者は、返送されたマニフェストの写しと手元のA票を照合して不備等がないか確認する必要があります。(図4参照)

〔A票〕 と 〔B2票〕、〔D票〕、〔E票〕 を内容照合して確認し、この1式を1枚と数え、A票の枚数を報告してください。

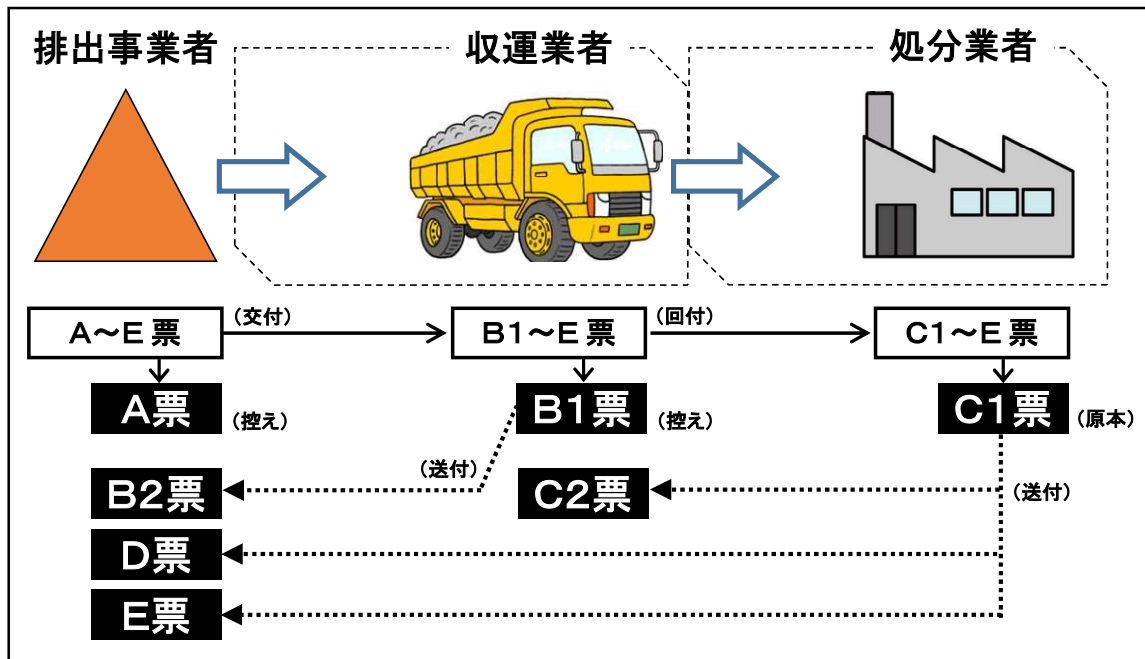


図4 マニフェスト(A票～E票)の流れ

4 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記入例(例1～例4)

以下、(例1)～(例4)の例題の記入例はP10以降を参照してください。記入例(例1)の注意事項と同じ部分は省略します。

(例1) 工場等の場合(P10参照)

化学工業の事業を行っている(株)〇〇化学が、明石工場から報告年度内に以下の通りマニフェストを交付し、委託処理する場合

| 種類 | 排出量(t) | 交付枚数 |
|-----------------|--------|------|
| 廃油 | 50 | 25 |
| 廃酸 | 10 | 5 |
| 強酸(特別管理産業廃棄物) | 20 | 14 |
| 有害汚泥(特別管理産業廃棄物) | 13 | 6 |

- ・ 報告者住所；兵庫県明石市〇〇町〇丁目××
- ・ 事業場の所在地：兵庫県明石市〇〇町〇丁目××

(例2) 建設業の場合(P11 参照)

建設業の事業を行っている(株)△△建設が、□□ビル建設工事を行い、報告年度内に以下の通りマニフェストを交付し委託処理する場合(ただし、工事の管轄は(株)△△建設明石支社とする。)

| 種類 | 排出量(t) | 交付枚数 |
|---------------------|--------|------|
| 建設系混合廃棄物(木くず、ガラスくず) | 25 | 8 |
| がれき類 | 118 | 30 |
| がれき類 | 2 | 1 |
| がれき類(石綿含有産業廃棄物) | 1 | 1 |

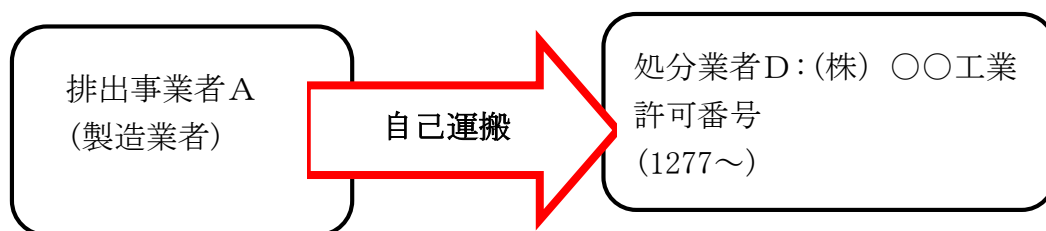
- ・報告者の住所：兵庫県加古川市〇〇町〇××
- ・事業場(建設工事)の所在地：兵庫県明石市〇〇町××
- ・工事を管轄する支店住所：兵庫県明石市〇〇町〇丁目△△
- ・工事を管轄する支店連絡：078-〇〇〇-△△△△

(例3) 自ら運搬した場合(P12 参照)

製造業の事業を行っている(株)△△製造業の明石工場から報告年度内に以下の通り産業廃棄物を自己運搬し、処分業者D((株)〇〇工業)にマニフェストを交付し、処分を委託処理する場合

| 種類 | 排出量(t) | 交付枚数 |
|----------|--------|------|
| 廃プラスチック類 | 0.001 | 1 |

- ・報告者の住所：大阪府東大阪市××
- ・事業場の所在地：兵庫県明石市〇〇町××



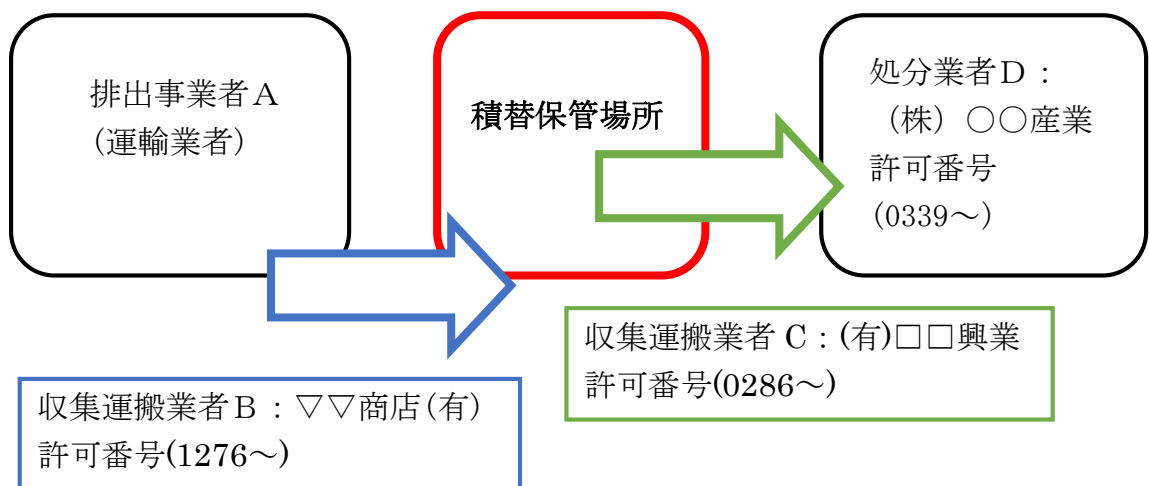
自己運搬についてのマニフェスト交付はありませんが、処分を委託した場合はマニフェストを交付しているため、その状況を報告する必要があります。

(例4) 区間を区切って2社以上の収集運搬業者に委託した場合 (P13 参照)

運輸業の事業を行っている(株)△△運輸業の明石支店が、報告年度内に以下の通り産業廃棄物を積替保管施設までは収集運搬業者B(▽▽商店(有))、積替保管施設から処分場までは収集運搬業者C((有)□□興業)に収集運搬を委託し、処分業者D(株式会社○○産業)に処分を委託する場合

| 種類 | 排出量(t) | 交付枚数 |
|--------|--------|------|
| 汚泥(有害) | 20 | 10 |

- ・ 報告者の住所：東京都○○××
- ・ 事業場の所在地：兵庫県明石市○○町××
- ・ 積替え保管の住所：兵庫県明石市△△町××
- ・ 処分場の住所：岡山県○○市△△町××



記入例 1 工場等の場合(記入上の注意事項)

提出する日を記入してください。

2020年 6月 10日

明石市長 殿

[別表2][別表3]から選択して番号と種類名を記入してください。

2020年に提出する報告書は「2019年度」と記載してください。

報告者 住所 兵庫県明石市〇〇町〇丁目××
氏名 株式会社 〇〇化学 代表取締役 明石 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 078-〇〇〇-△△△△

[別表1]から選択して業種を記入してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、2019年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

| 事業場の名称 | 株式会社〇〇化学 明石工場 | | 種 | 16 化学工業 | | | | | |
|----------------------------------------------------|-----------------------------|--------|----------|--------------|--------------|---------------|------------|--------------|---------|
| 事業場の所在地 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 兵庫県明石市〇〇町〇丁目×× | | TEL | 078-〇〇〇-△△△△ | | | | | |
| <p>廃棄物の運搬先の住所を記入してください。 (運搬業者の所在地ではありません。)</p> | | | | | | | | | |
| 番号 | 産業廃棄物の種類 | 排出量(t) | 管理票の交付枚数 | 運搬受託者の許可番号 | 運搬受託者の氏名又は名称 | 運搬先の住所 | 処分受託者の許可番号 | 処分受託者の氏名又は名称 | 処分場所の住所 |
| 1 | 0300 廃油 | 50 | 25 | 02804..... | (有)□□ | 兵庫県明石市△△町10-1 | 1272..... | (株)〇〇産業 | |
| 2 | 0400 廃酸 | 10 | 5 | 02814..... | (有)□□ | 兵庫県〇〇市△△町×× | 0282..... | (株)〇〇産業 | |
| 3 | 7100 強酸 | 20 | 14 | 02854..... | (有)□□ | 兵庫県神戸市△△町10-1 | 0697..... | (株)〇〇産業 | |
| 4 | 7426 汚泥(有害) | 13 | 6 | 02864..... | ▽▽商店(有) | 兵庫県▽▽市××町5-2 | 0287..... | **商店(有) | |

備考

- この報告書は、...
- 同一の都道府県(市町村)に事業場が2以上ある場合は、...
- 産業廃棄物の種類は、...
- 業種には日本標準業種分類コードを記入してください。
- 運搬又は処分委託先については、...
- 処分場所の住所は、...
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

単位は「t」で記入してください。
換算が必要な場合は[別表4]を参考にしてください。

委託契約書及び、それに添付する許可証の写しを確認して記入してください。

運搬先の住所と同じ場合は記入不要です。

記入例2 建設業の場合

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(2019年度)

2020年 6月 10日

明石市長 殿

建設工事の場合、工事を管轄する支社又は営業所等の名称、住所を併記し、連絡先を記入してください。

報告者

住所

兵庫県加古川市〇〇町〇××

氏名

株式会社 △△建設 代表取締役 兵庫 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

079-〇〇〇-△△△△

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、2019年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

| 事業場の名称 | □□ビル建設現場 (株式会社 △△建設明石支社) | | 業 種 | 06 総合工事業 | | | | | |
|---------|-------------------------------------------|--------|----------|------------------|--------------|-------------|------------|--------------|---------|
| 事業場の所在地 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 兵庫県明石市〇〇町×× (兵庫県明石市〇〇町〇丁目△△) | | 電話番号 | TEL 078-〇〇〇-△△△△ | | | | | |
| 番号 | 産業廃棄物の種類 | 排出量(t) | 管理票の交付枚数 | 運搬受託者の許可番号 | 運搬受託者の氏名又は名称 | 運搬先の住所 | 処分受託者の許可番号 | 処分受託者の氏名又は名称 | 処分場所の住所 |
| 1 | 2020建設系混合廃棄物(木くず、ガラスくず) | 25 | 8 | 0280・..... | (有)□□ | 兵庫県明石市△△町×× | 1277・..... | (株)〇〇産業 | |
| 2 | 1500 がれき類 | 118 | 30 | 0281・..... | (有)□□ | 兵庫県〇〇市△△町×× | 0287・..... | (株)〇〇産業 | |
| 3 | 1500 がれき類 | 2 | 1 | 0281・..... | (有)□□ | 兵庫県神戸市△△町×× | 0697・..... | (株)〇〇エコ | |
| 4 | 2440がれき類(石綿含有産業廃棄物) | 1 | 1 | 0280・..... | ▽▽商店(有) | 兵庫県▽▽市△△町×× | 0287・..... | 環境〇〇(株) | |

備考

- この報告書は、前年4月1日現在に提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)
- 産業廃棄物の種類及び業種には日本標準産業分類を記載すること。
- 業種には日本標準産業分類を記載すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

混合廃棄物の場合は、種類の内訳がわかるよう記入してください。

記入例3 自ら運搬した場合

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(2019年度)

2020年 6月 10日

明石市長 殿

報告者
 住所 大阪府東大阪市××
 氏名 株式会社 △△製造業 代表取締役 大阪 太郎
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 06-0000-△△△△

自ら運搬した場合は、「自己運搬」と記入してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、2019年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

| 事業場の名称 | 株式会社 △△製造業 明石工場 | | | | 業種 | 22 鉄鋼業 | | | |
|---------|---------------------------|--------|----------|------------|--------------|-------------------|------------|--------------|---------|
| 事業場の所在地 | 〒0000-0000 兵庫県明石市〇〇町×× | | | | 電話番号 | TEL 078-0000-△△△△ | | | |
| 番号 | 産業廃棄物の種類 | 排出量(t) | 管理票の交付枚数 | 運搬受託者の許可番号 | 運搬受託者の氏名又は名称 | 運搬先の住所 | 処分受託者の許可番号 | 処分受託者の氏名又は名称 | 処分場所の住所 |
| 1 | 0600廃プラスチック類 | 0.001 | 1 | | 自己運搬 | 兵庫県明石市△△町×× | 1277..... | (株)〇〇工業 | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

記入例 4 区間を区切って2社以上の収集運搬業者に委託した場合

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(2019年度)

2020年 6月 10日

明石市長 殿

報告者
 住所 東京都〇〇××
 氏名 株式会社 △△運輸業 代表取締役 東京 太郎
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 03-〇〇〇-△△△△

積替保管を行い、運搬業者が2社の場合は、
2段書きで記入してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、2019年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

| 事業場の名称 | 株式会社 △△運輸業 明石支店 | | | | 業種 | 44 道路貨物運送業 | | | | |
|---------|--------------------------|--------|---------------------|------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|---------|--|
| 事業場の所在地 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 兵庫県明石市〇〇町×× | | 積替保管を行う場所を記入してください。 | | | 電話番号 | TEL 078-〇〇〇-△△△△ | | | |
| 番号 | 産業廃棄物の種類 | 排出量(t) | 管理票の交付枚数 | 運搬受託者の許可番号 | 運搬受託者の氏名又は名称 | 運搬先の住所 | 処分受託者の許可番号 | 処分受託者の氏名又は名称 | 処分場所の住所 | |
| 1 | 7426 汚泥(有害) | 20 | 10 | 1276..... | ▽▽商店(有) | 兵庫県明石市△ △町×× | | | | |
| 2 | | | | 0286..... | (有)□□興業 | 岡山県〇〇市△ △町×× | 0339..... | (株)〇〇産業 | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | |

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

[別表1]日本標準産業分類一覧(平成25年10月改定)

※平成25年10月に日本標準産業分類が改定され、平成26年4月1日から施行しています。
(中分類に変更はありません。)

| 大分類 | 中分類(業種区分) |
|------------------|-----------------------|
| A 農業, 林業 | 01 農業 |
| | 02 林業 |
| B 漁業 | 03 漁業(水産養殖業を除く) |
| | 04 水産養殖業 |
| C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 05 鉱業, 採石業, 砂利採取業 |
| | 06 総合工事業 |
| D 建設業 | 07 職別工事業(設備工事業を除く) |
| | 08 設備工事業 |
| | 09 食料品製造業 |
| E 製造業 | 10 飲料・たばこ・飼料製造業 |
| | 11 繊維工業 |
| | 12 木材・木製品製造業(家具を除く) |
| | 13 家具・装備品製造業 |
| | 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 |
| | 15 印刷・同関連業 |
| | 16 化学工業 |
| | 17 石油製品・石炭製品製造業 |
| | 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) |
| | 19 ゴム製品製造業 |
| | 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| | 21 窯業・土石製品製造業 |
| | 22 鉄鋼業 |
| | 23 非鉄金属製造業 |
| | 24 金属製品製造業 |
| | 25 はん用機械器具製造業 |
| | 26 生産用機械器具製造業 |
| | 27 業務用機械器具製造業 |
| | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| | 29 電子機械器具製造業 |
| | 30 情報通信機械器具製造業 |
| | 31 輸送用機械器具製造業 |
| | 32 その他の製造業 |
| | F 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| 34 ガス業 | |
| 35 熱供給業 | |
| 36 水道業 | |
| G 情報通信業 | 37 通信業 |
| | 38 放送業 |
| | 39 情報サービス業 |
| | 40 インターネット附随サービス業 |
| | 41 映像・音声・文字情報製作業 |
| H 運輸業, 郵便業 | 42 鉄道業 |
| | 43 道路旅客運送業 |
| | 44 道路貨物運送業 |
| | 45 水運業 |
| | 46 航空運輸業 |
| | 47 倉庫業 |
| | 48 運輸に附帯するサービス業 |
| | 49 郵便業(信書便事業を含む) |
| | 50 各種商品卸売業 |
| I 卸売業, 小売業 | 51 繊維・衣服等卸売業 |
| | 52 飲食料品卸売業 |
| | 53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業 |
| | 54 機械器具卸売業 |
| | 55 その他の卸売業 |

| 大分類 | 中分類(業種区分) |
|----------------------|------------------------------|
| I 卸売業, 小売業 | 56 各種商品小売業 |
| | 57 織物・衣服・身の回り品小売業 |
| | 58 飲食料品小売業 |
| | 59 機械器具小売業 |
| | 60 その他の小売業 |
| | 61 無店舗小売業 |
| J 金融業, 保険業 | 62 銀行業 |
| | 63 協同組織金融業 |
| | 64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関 |
| | 65 金融商品取引業, 商品先物取引業 |
| | 66 補助的金融業等 |
| K 不動産業, 物品賃貸業 | 67 保険業 (保険媒介代理業, 保険サービス業を含む) |
| | 68 不動産取引業 |
| L 学術研究, 専門・技術サービス業 | 69 不動産賃貸業・管理業 |
| | 70 物品賃貸業 |
| | 71 学術・開発研究機関 |
| | 72 専門サービス業 (他に分類されないもの) |
| M 宿泊業, 飲食サービス業 | 73 広告業 |
| | 74 技術サービス業 (他に分類されないもの) |
| | 75 宿泊業 |
| | 76 飲食店 |
| N 生活関連サービス業, 娯楽業 | 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 |
| | 78 洗濯・理容・美容・浴場業 |
| | 79 その他の生活関連サービス業 |
| | 80 娯楽業 |
| O 教育, 学習支援業 | 81 学校教育 |
| | 82 その他の教育, 学習支援業 |
| P 医療, 福祉 | 83 医療業 |
| | 84 保健衛生 |
| | 85 社会保険・社会福祉・介護事業 |
| Q 複合サービス事業 | 86 郵便局 |
| | 87 協同組合 (他に分類されないもの) |
| R サービス業 (他に分類されないもの) | 88 廃棄物処理業 |
| | 89 自動車整備業 |
| | 90 機械等修理業 (別掲を除く) |
| | 91 職業紹介・労働者派遣業 |
| | 92 その他の事業サービス業 |
| | 93 政治・経済・文化団体 |
| | 94 宗教 |
| | 95 その他のサービス業 |
| | 96 外国公務 |
| S 公務 (他に分類されるものを除く) | 97 国家公務 |
| | 98 地方公務 |
| T 分類不能の産業 | 99 分類不能の産業 |

* 日本標準産業分類の詳細については総務省HPで確認して下さい。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

【別表2】 産業廃棄物分類表

| 産業廃棄物 | 例示 |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 0100 燃え殻 | 石炭灰、コークス灰、木灰、廃カーボン |
| 0200 汚泥 | 浄水場汚泥、金属表面処理汚泥、セメント工場排水処理汚泥、脱硫石膏 無機性汚泥 有機性汚泥 ビルビッド汚泥、下水処理汚泥 |
| 0300 廃油 | エンジンオイル、機械油、絶縁油、アルコール等 アスファルト、タールピッチ、パラフィンロウ、固形脂肪酸 一般廃油 固形油 油泥 タンクスラッジ |
| 0400 廃酸 | 硫酸系、塩酸系、フッ化水素系、クロム酸、混酸、写真（レントゲン）定着 廃液、ホルマリン、排ガス洗浄廃液、酸洗工程廃液 |
| 0500 廃アルカリ | アンモニア系、カ性ソーダ系、シアン化ソーダ系、レントゲン現像廃液 |
| 0600 廃プラスチック類 | フェノール樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ポリエチレン樹脂、アクリル 繊維、ビニロン繊維、ポリエチレン繊維、合成皮革、レントゲンフィルム 廃タイヤ |
| 0700 ★紙くず | 新聞紙、グラビア用紙、油紙、建設現場から排出される紙くず等 |
| 0800 ★木くず | 木くず、おがくず、竹、建設系に係る木くず 貨物の流通のために使用したパレット（*） |
| 0900 ★繊維くず | 綿花、麻、羊毛、カシミア、レーヨン、ロープ |
| 1000 ★動植物性残渣 | ハム、ソーセージ残渣、スクリーンかす、野菜くず、パンくず |
| 1100 ゴムくず | 天然ゴムくず、エポナイトくず、廃ラテックス |
| 1200 金属くず | トタンくず、スクラップ、ブリキくず、金属研磨くず、金属製機械器具 |
| 1300 ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず | 窓ガラス、びん類、薬品びん、体温計、セラミックくず、れんが、陶器、コン クリート製品くず、ギブス用石膏、廃石膏ボード |
| 1400 鉱さい | 転炉、高炉、溶鉱炉等の残さい、金属スラグ、粉炭かす、不良鉱石 |
| 1500 がれき類 | アスファルトコンクリートがら、道路掘削廃材、骨材、石材、スレート |
| 1600 ★動物のふん尿 | 動物の糞尿 |
| 1700 ★動物の死体 | 動物の死体 |
| 1800 ばいじん | 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設において発生するばいじんであっ て、集塵施設によって集められたもの。汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃 プラスチック類、紙くず（PCBが塗布されたもの）又は金属くず（PCBが付着 し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、 集塵施設によって集められたもの |
| 1900 13号廃棄物 | 産業廃棄物を処分するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該 当しないもの |
| 4000 動物系固形不要物 | と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥 |
| 2010 建築系混合廃棄物 （安定型のみ） | 建設工事からでた安定型廃棄物で不可分一体のもの（混合している廃棄物の 種類を付記すること。） |
| 2020 建設系混合廃棄物 （管理型含む） | 建設工事からでた管理型廃棄物で不可分一体のもの（混合している廃棄物の 種類を付記すること。） |
| 2100 安定型混合廃棄物 | 安定型廃棄物で不可分一体のもの（混合している廃棄物の種類を付記するこ と。） |
| 2200 管理型混合廃棄物 | 管理型廃棄物で不可分一体のもの（混合している廃棄物の種類を付記するこ と。） |
| 2300 シュレッダーダスト | シュレッダーダスト |
| 2410 建設系混合廃棄物（石綿含有産業廃棄物） | 石綿含有産業廃棄物である建設系混合廃棄物 |
| 2420 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁 器くず（石綿含有産業廃棄物） | 石綿含有産業廃棄物であるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| 2430 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物） | 石綿含有産業廃棄物である廃プラスチック類 |
| 2440 がれき類（石綿含有産業廃棄物） | 石綿含有産業廃棄物であるがれき類 |
| 2450 紙くず（石綿含有産業廃棄物） | 石綿含有産業廃棄物である紙くず |
| 2460 木くず（石綿含有産業廃棄物） | 石綿含有産業廃棄物である木くず |
| 2470 繊維くず（石綿含有産業廃棄物） | 石綿含有産業廃棄物である繊維くず |
| 2500 水銀使用製品産業廃棄物 | 水銀使用製品産業廃棄物である電池類 水銀使用製品産業廃棄物である蛍光灯・ランプ 水銀使用製品産業廃棄物である医薬品 水銀使用製品産業廃棄物である血圧計・体温計 その他の水銀使用製品産業廃棄物 |
| 2600 水銀含有ばいじん等 | 水銀含有量が15mg/kgを超えるばいじん 水銀含有量が15mg/kgを超える燃えがら 水銀含有量が15mg/kgを超える汚泥 水銀含有量が15mg/Lを超える廃酸 水銀含有量が15mg/Lを超える廃アルカリ 水銀含有量が15mg/kgを超える鉱さい |
| 3000 廃自動車 | 廃自動車、バイク、自転車 |
| 3100 廃電気機械器具（一般名称を付記） | 蛍光灯、パーソナルコンピューター、冷蔵庫、自動販売機等で不可分一体の もの（一般名称を付記すること。） |
| 3500 廃電池類 | 鉛蓄電池、乾電池 |
| 3600 複合材 | 複合材 |

★は、下記の表の業種に該当する場合、産業廃棄物となる。

| 種類 | 業種等 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 紙くず | 1 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 2 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの。） 3 出版業（印刷出版を行うものに限る。） 4 製本業 5 印刷物加工業 6 パルプ、紙又は紙加工品製造業（パルプの製造業除く。） 7 PCBが塗布され、又は染みこんだもの |
| 木くず | 1 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 2 木材・木製品製造業（家具の製造業を含む。） 3 パルプ製造業 4 輸入木材の卸売業 5 物品賃貸業 6 PCBが染みこんだもの |
| 繊維くず | 1 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 2 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。） 3 PCBが染みこんだもの |
| 動植物性残渣 | 1 食料品製造業、2 医薬品製造業、3 香料製造業 |
| 動物のふん尿 | 畜産農業 |
| 動物の死体 | 畜産農業 |

*物品賃貸業の事業活動に伴い生じた木くず、及び貨物流通のために使用したパレット（業種限定無し）は産業廃棄物「木くず」に該当する。（平成20年4月1日より施行）

【別表3】 特別管理産業廃棄物分類表

| 特別管理産業廃棄物 | 例示 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7000 引火性廃油 | 揮発油類（ガソリン、エーテル、ベンゼン等）、灯油類、軽油類、石油系溶剤 |
| 7010 引火性廃油（有害） | 水銀等有害物質を含む引火性廃油 |
| 7100 強酸 | pH 2.0以下の酸 |
| 7110 強酸（有害） | 水銀等有害物質を含む強酸 |
| 7200 強アルカリ | pH 12.5以上のアルカリ |
| 7210 強アルカリ（有害） | 水銀等有害物質を含む強アルカリ |
| 7300 ☆感染性廃棄物 | 病院、衛生検査機関、介護老人ホーム、動物の診療施設等から検査に使用された後、排出されたもので、血液、感染性病原体等が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れがあるもの 注射針、メス、手袋、試験管、シャーレ等 |
| 7411 廃PCB等 | 廃PCB及びPCBを含む廃油 |
| 7412 PCB汚染物 | PCBが塗布されたり染みこんだ紙くず、木くず、繊維くず、PCBが付着、若しくは封入された廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類等 |
| 7413 PCB処理物 | 廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの |
| 7421 ☆廃石綿等（飛散性） | 石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設で発生するもの |
| 7422 指定下水汚泥 | 指定下水汚泥 |
| 7423 鉍さい（有害） | 鉍さい（基準値を超える有害物質を含むもの） |
| 7424 ☆燃えがら（有害） | 燃えがら（基準値を超える有害物質を含むもの） |
| 7425 ☆廃油（有害） | 廃油（基準値を超える有害物質を含むもの） 塩素系廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）等 |
| 7426 ☆汚泥（有害） | 汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの） 塩素系カートリッジ、スラッジ（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等） |
| 7427 ☆廃酸（有害） | 廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの） |
| 7428 ☆廃アルカリ（有害） | 廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの） |
| 7429 ☆ばいじん（有害） | ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの） |
| 7430 13号廃棄物（有害） | 産業廃棄物を処分するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの（基準値を超える有害物質を含むもの） |
| 7440 ☆廃水銀等 | 特定施設において生じた廃水銀等 水銀等が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀 |
| 7900 その他の特別管理産業廃棄物（一般名称を付記） | 上記に分類できない特別管理産業廃棄物であって、不可分一体のもの（一般名称を付記すること。） |

☆業種若しくは施設限定等あり

[別表 4] 産業廃棄物等の種類と体積(m³)から重量(t)への換算係数(参考値)

| 産業廃棄物の種類 | 換算係数(t/m ³) | 産業廃棄物の種類 | 換算係数(t/m ³) |
|-------------------------------|-------------------------|--------------|-------------------------|
| 燃え殻 | 1.14 | 管理型混合廃棄物 | 0.26 |
| 汚泥 | 1.10 | 安定型混合廃棄物 | 0.26 |
| 廃油 | 0.90 | 建設混合廃棄物 | 0.26 |
| 廃酸 | 1.25 | 廃電気機械器具 | 1.00 |
| 廃アルカリ | 1.13 | 廃電池類 | 1.00 |
| 廃プラスチック類 | 0.35 | 特別管理産業廃棄物の種類 | 換算係数(t/m ³) |
| 紙くず | 0.30 | 引火性廃油 | 0.90 |
| 木くず | 0.55 | 引火性廃油(有害) | 0.90 |
| 繊維くず | 0.12 | 汚泥(有害) | 1.10 |
| 動植物性残渣 | 1.00 | 強酸 | 1.25 |
| 動物系固形不要物 | 1.00 | 強酸(有害) | 1.25 |
| ゴムくず | 0.52 | 強アルカリ | 1.13 |
| 金属くず | 1.13 | 強アルカリ(有害) | 1.13 |
| ガラスくず、 コンクリートくず及び 陶磁器くず | 1.00 | 感染性廃棄物 | 0.30 |
| 鋳さい | 1.93 | 廃 PCB 等 | 1.00 |
| がれき類 | 1.48 | PCB 汚染物 | 1.00 |
| がれき類 (石綿含有産業廃棄物) | 1.48 | PCB 処理物 | 1.00 |
| 動物のふん尿 | 1.00 | 鋳さい(有害) | 1.93 |
| 動物の死体 | 1.00 | 廃石綿等 | 0.30 |
| ばいじん | 1.26 | ばいじん(有害) | 1.26 |
| 13号廃棄物 | 1.00 | 燃え殻(有害) | 1.14 |

- 上記の換算係数は、環境省通知(平成 18 年 12 月 27 日環廃産廃第 061227006 号)及び(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの数値を参考としています。
- 換算仕方

$$\begin{aligned} \text{廃棄物の重量(t)} &= \text{廃棄物の容積(m}^3\text{)} \times \text{廃棄物の換算係数(t/m}^3\text{)} \\ \text{廃棄物の重量(kg)} &= \text{廃棄物の容積(l)} \times \text{廃棄物の換算係数(t/m}^3\text{)} \end{aligned}$$

(1 t=1000kg) (1 kg=0.001t)